〈発行所〉
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電話：03―3733―2561
FAX：03―3733―2627
発行人：玉田雅也
定価：30円（組合費に含む）

（毎月1回15日発行・平成7年8月18日 第三種郵便物認可）
2016年2月15日 第275号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
（ZENKOKU-KOWAN）

ZENKOKU-KOWAN

E-Mail：nfduj@zenkoku-kowan.jp

16春闘第1回中央港湾団交、要求書提出
大幅賃上げ、労働条件向上、働きやすい環境を！

全国港湾と港運同盟は、二月二日（火）十四時より新橋の港運会館において、一六春闘第一回中央港湾団交を開催し、日本港運協会に「二〇一六年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」を提出し、要求の趣旨説明を行い、一六港湾産別春闘のスタートを切った。

団交を開始するにあたり、全国港湾糸谷委員長は「要求内容は、継続して要求しているもの、解決がつかない問題、何年来と要求しているものが殆どであり、決して目新しいものではない。皆様の従業員の切なる願いを凝縮しているのがこの要求書である。働きやすい環境をつくって頂く要求書でしかない。

要求趣旨説明の趣旨をよく理解して頂き、労使でどう話し合いすれば解決するか、是非ともお願い申し上げる。」などと挨拶を行った。

続いて、要求書の趣旨説明にあたって玉田書記長は「港湾春闘は、二つの側面を持っている。一つは文字通り、雇用主と労働者が真摯に向き合って、労働条件を向上させていくのか。もう一つは、外に向かってどうするのか、港運労使が持続可能な事業として生き続ける、ユーザーあるいは船社・荷主との関係で対等性を保ちながら、あるいは行政に対してきちっと発信していく場、そういう点で二つの側面を持っている。そういう意味では、この二つの側面を持っている事を考えながら、理解して頂ければと思っている。」と述べ「景気の好循環への軌道に乗るために、内需の拡大は不可欠な要件で、大幅な賃上げや労働条件向上が、景気回復への足掛かりとなり、ひいては、港湾物流の活性化に寄与するものと確信している。

しかし、現状では、昨年の賃上げ分は物価値上げで帳消しになり、二〇一七年の消費税一〇%への増税が働く者の購買意欲を削いでいる。文字通り、賃上げが必要で、産別制度賃金の引き上げは不可欠と考える。同時に、持続可能な港運事業の発展を願う立場から、認可料金制度の復活、ターミナル料金の引き下げなどを政府に提言し、申し入れや協議を進めてきた。この取り組みを労使共同のものとして推進することができれば、港湾運送事業の全体としての基盤強化が図れると考える。」などと項目ごとに要求の趣旨説明を行った。

その後、趣旨説明に関わって交渉委員から、地区団交権の確立、港湾年金制度改正の促進、適正料金収受問題、産別賃金と現実の乖離と関連職種の現状など、補足して発言があった。

これに対し日港協は「冒頭の委員長発言や要求説明、補足発言をお聞きし、趣旨は理解した。次回業側の考え方を含め説明したい。」と述べ、次回開催日程の提案を行った。

組合側は、業側提案の、次回第二回中央港湾団交の開催を、二月二十五日(木)十四時から開催することを了承し、団交を打ち切った。

２０１６年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書

１．雇用基盤と港湾労働の安定について

（１）　認可料金制度（国土交通省の認可する料金制度）の復活・確立をめざし、労使共同して関係行政などに働きかけ、その実現を図ること。

（２）　適正料金を収受し、適正な支払いを行うことにより、傘下各組合の賃上げ・労働条件向上の要求に誠意をもって答えること。

（３）　三島川之江港の指定港化のために、当該事業者への指導と国土交通省の決断を働き掛けること。また、石狩湾新港、常陸那珂港、志布志港について、当該地区労使による指定港化に向けた協議の促進を指導し、その実現をはかること。

（４）　インランドデポや内陸倉庫（物流施設）の拡大が、通過貨物の拡大となり、その結果、港運の業域と港湾労働の職域を縮小させていることに鑑み、以下の政策と労使の取り組みで業域と職域の拡大を進めること。
① 15春闘協定3.―1項の趣旨に則り、港湾労働法の趣旨を活かして、港頭地区の既存施設や遊休地の活用を関係者に広く政策提言し、港頭地区での荷捌きと水際チェック機能の拡大で、業域・職域の拡大を進めること。また、この具体策のなかで、港湾労働法の全港・全職種適用を進めること。
② 2016年7月よりSOLAS条約で「重量証明」が荷主に義務付けられることに鑑み、次の措置を講じること。
イ、当面、荷主の証明責任を担保するために、第三者証明機関である4検（日検・全検・海事・シンケン）が全ての貨物の検量を実施する措置をとること。
ロ、「重量証明」を港頭地域で行えるよう、遊休施設・土地の活用などによる港湾設備の拡充、台貫場の設置を広く政策提言し、その実現を図ること。

２．賃金・労働条件の向上/産別協定の改定について

（１）　産別制度賃金を下記の通り引き上げること
① 産別最低賃金を、173,800円に改定すること（日額7,560円、時間給1,080円）。
② あるべき賃金を別添の通り改定すること（昨年通り現行協定の6%アップ）。
③ 基準賃金を、全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。
④ 標準者賃金を264,600円に改定し、当該労働者（検数・検定小委員会での定義を適用）の賃金を到達させること。なお、標準者賃金は基準内賃金として適用すること。

（２）　労働災害企業内補償の産別最低基準を次の通り設定すること。（@＝万円）

遺族補償	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
4,000	4,000	4,000	4,000	2,750	2,360	2,000	1,670
8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	
1,180	910	710	520	370	240	130	

（３）　次の課題（継続協議中）について、春闘期間中に各専門委員会等で結論を得、その結論を中央港湾団交の合意として16春闘協定に盛り込むこと。
① 事前協議制度の改定（15春闘協定３．（２項）に係る産別協定58条５項／手続き・運用／自動車船の取り扱い及び荷主メーカーが港頭地区に進出する件）について、定例の中央事前協議会とは別に中央事前協議会を開き、協議・改定を行うこと。
② 関連専業の労働環境整備（15春闘協定３．（３項）/日港協の支援）について、日港協整備部会と関係労働組合との意見交換会を行い、「支援策」を具体化し実施すること。
③ 65歳定年制について、当該協定（14春闘協定）の趣旨から本年４月には62歳定年に到達されておかなければならないことに鑑み、本年度より62歳定年を実施するよう内部指導し、2025年には65歳定年が実現できる着実な労使協議の促進を内部指導すること。
④ 時間外算定割増率を次の通りとし、全港・全職種適用の産別制度として創設すること。
イ、平日：半夜＝60%、深夜＝100%
ロ、土曜休日：昼間＝100%、半夜125%、深夜＝150%
ハ、日曜・祝日：昼間＝200%、半夜＝225%、深夜＝250%
⑤ 14春闘協定に基づく、時間外算定基礎分母の改定・週休二日制のそれぞれの実施状況（改定状況）について内部調査を行い、中央港湾団交にその結果を報告のうえ、引き続き期日までの実現に内部指導すること。

３．近年の地球温暖化、異常気象などの影響により、熱中症が社会問題化していることに鑑み、港湾労働者の健康を守る立場から、熱中症対策を具体化し、実施すること。

４．地区団交権の確立に向けて、労使政策委員会での確認をふまえて、当該地区港運協会を指導し、その実現を図ること。

５．ターミナルゲートの渋滞は、国土交通省や港湾管理者の港湾建設や港湾のロケーションそのものに起因するとの労使の共通認識に立ち、関係行政や関係者等に対し抜本的な渋滞解消策を早急に企画し、必要な対策を講じるよう労使の提言を早急にとりまとめ、具体的取り組みに入ること。

６．港湾年金改正ＷＧによる改正案（規定改正案）を早急に取りまとめ、安定協会の機関承認と運営体制準備を整え、15春闘協定に基づく年金改正を実施に移すこと。

以　上

シャモ樽

労働基本法改正案の「残業代ゼロ制度」は、成果が出るまで二十四時間働かせることが出来る内容で、過労死を増やす危険性大の悪法だ。働き過ぎになりがちな裁量労働制の営業職への拡大も盛り込まれている。今、日本は先進国の中でワーストクラスの長時間労働だが、まるで逆のようなことをしている▼また、物言う労働者を金で追い出せる「解雇の金銭解決制度」。導入を見越した国の検討会が昨年の十月からスタートした。「働く者のため」という装いを凝らしているが、出所は経団連と米国の経済界だ▼国連から「奴隷制度」と批判される外国人技能実習制度への介護職追加や受け入れ期間の延長は、法案を継続審議中▼低賃金・労災多発で劣悪雇用の代名詞ともなった日雇い派遣は、経済界の要望を受け、「原則禁止」を弱める方向。ハローワークの機能を低下させ、派遣会社などに巨大な商機を与える規制見直しも検討中だ▼一方で、参院選を意識したような法改正も準備中。育児介護休業を取得しやすくする改正、マタハラ防止等の法整備などである。しかし、国が示す見直し内容はまだまだ不十分。一六年夏の参院選に向けて、働く者のための改正へ声を強め、「暴走政治」を止めなければならない。